

(仮称) 第 2 次奈良市文化振興計画 (骨子案)

令和 2 年 7 月 31 日
奈良市文化振興計画推進委員会用

第2次奈良市文化振興計画策定にあたって

令和3年3月

奈良市長 仲川 哲也

目次

第1章 計画策定にあたって

第2章 基本理念と基本方針

第3章 現状と課題

第4章 推進施策

第5章 計画の推進体制

資料編

第1章 計画策定にあたって

(1) 第2次奈良市文化振興計画策定の趣旨

本市では、文化や芸術に関する総合的かつ体系的な施策を推進するため、平成21年3月に奈良市文化振興計画を策定し、その後平成26年6月に改訂を加え、奈良市の文化振興について取り組んできました。

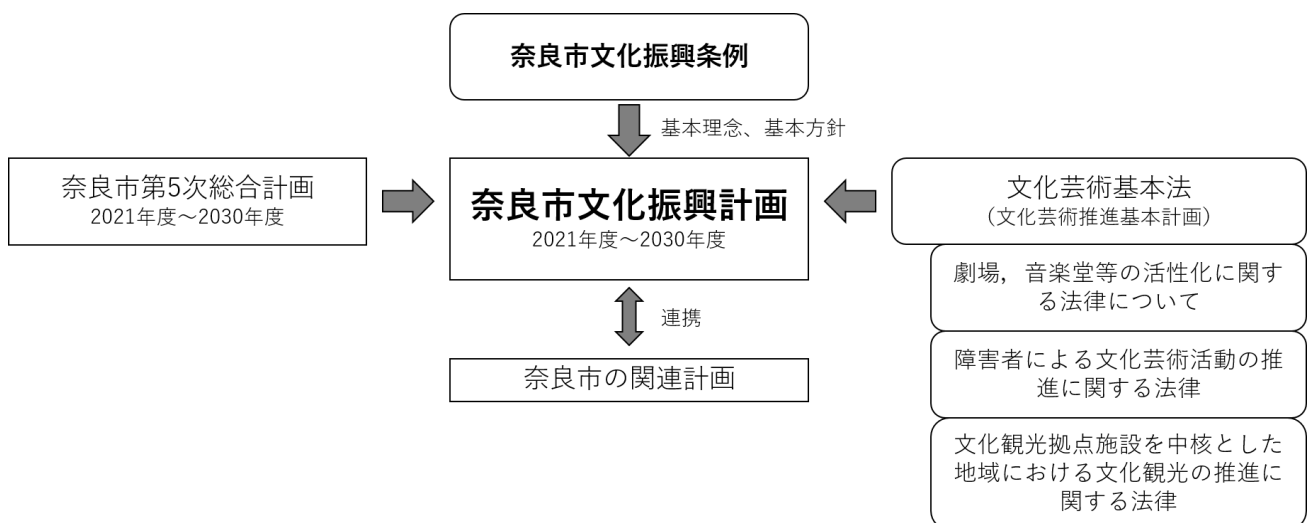
このたび計画で定める期間を終了することから、引き続き計画的な文化振興施策の推進のため、第2次奈良市文化振興計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけと計画期間

奈良市では、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための市政全般に係る施策の基本的な報告を体系的に明らかにするため、総合計画を定めています。現在の第5次総合計画は令和3年@月に策定され、「未来ビジョン」においては、2030年度（令和12年度）を目標年度として、奈良市の都市の将来像である「2030年のまちの姿」とその実現に向けた具体的なまちの方向性を定め、「推進方針」においては、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）を前期、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）を後期とし、「未来ビジョン」の実現に向けて取り組む施策の方向性を体系的に明らかにしています。

奈良市文化振興計画は、総合計画と整合を図りながら、文化分野の行政課題に対応し、より具体的な取組等を明らかにするものとして、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）を計画の期間と定め、計画の実施に努めます。

また、文化芸術基本法第7条の2には国の定める文化芸術推進基本計画を参酌して、地方公共団体による地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることが規定されています。本計画は、本条文に基づく計画として位置付けるものです。



「奈良市第5次総合計画」（文化分野のみ抜粋）

<まちの方向性>

Ⅲ 誰かのやりたいことが他の誰かのやってほしいことになる機会をみんなで作っていきけるまち

3 くらしづくり（福祉、健康、地域活動、いきがい、文化）

（6）文化・スポーツの振興～心身ともに生き生きと暮らせるために～

現状と課題

- 文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利です。「文化に関する世論調査」（2019年（平成31年）3月・文化庁）によると、過去1年間、文化芸術イベントの鑑賞がなかった人の割合が46.1%と高くなっており、また、市の文化施設の利用者数も減少傾向にあります。市民の誰もが文化に触れられる機会を提供することができるよう、多様化する市民のニーズに対応しながら、市民文化の振興を図る必要があります。
- 本市は創造都市ネットワーク日本への加盟、東アジア文化都市事業の展開など、地域文化資源を生かした創造的な取組を推進してきました。奈良市のアイデンティティを明確にし、都市としての価値を高めるような都市文化の振興が重要であり、そのためには地域性を生かした創造性に富む文化プログラムを展開していくことが必要です。

施策の方向性

①市民文化と都市文化の振興

- 市民文化の振興においては、多様化する市民のニーズに対応するため、様々なコンテンツを提供するとともに、文化施設の充実や文化情報の発信力強化、活動を支える人材の育成などを推進し、市民の誰もが等しく文化に触れられる環境の整備を目指します。
- 都市文化の振興においては、連綿と受け継がれてきた文化の蓄積を守り、後世へと伝えていくとともに、地域文化資源を生かした創造的な取組の実施に努めます。文化芸術団体や民間事業者等との協働のもと、他分野とも連携し、奈良市の都市アイデンティティ形成に資する事業の展開などによる都市格の向上を目指します。

指標

指標	単位	基準値 (時点)	目標値 (2025年度)
市立文化施設の利用者数	人	669,125 (2018年度)	740,400

第2章 基本理念と基本方針

基本理念

- ・ 文化に関する活動を行う者（団体を含む。）の自主性及び創造性を尊重すること。
- ・ 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- ・ 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしよう努めること。
- ・ 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- ・ 文化活動の内容に介入し、又は鑑賞することなく、それを尊重すること。

奈良市文化振興条例 第3条より（平成19年施行）

基本方針

（1）市民の文化に対する意識の高揚に関すること。

文化は人生を豊かにし、生き生きとした魅力あるまちづくりに欠かせないものです。文化の醸成には時間がかかり、すぐにはその効果は表れません。しかし、長い目で見ると大きな効果を生み、経済、福祉、教育、観光など多くの他の分野に及ぶものです。短期間で効果が表れるものではなく、長期的な展望に立った施策が必要です。文化には様々な社会的価値を生み出す大きな力があることを市民が認識できる施策を展開します。文化の担い手は市民であり、市民一人ひとりが主役であることを認識し、主体的に取り組む機会を充実させます。また、奈良市は世界に誇る歴史都市であることを市民が自覚し、誇りに感じることができるよう取り組みを進めます。

（2）芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。

文化施設等で積極的に舞台芸術鑑賞会や美術館等での展覧会を開催し、市民が気軽に幅広いジャンルの優れた芸術に触れることができる機会を提供します。芸術文化を育むためには、芸術を創つくる側だけでなく芸術を鑑賞する側がその能力を高める必要があります。市民の芸術活動を活発化させることにより、芸術を市民がよく理解し、生活の中で使いこなし、生活に根付かせることができる力の育成を図ります。

（３）地域の文化財の保存及び活用に関すること。

奈良市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、これらが市民の生活に溶け込んでいます。この心地よい生活環境を次代に守り伝えることは奈良市民の使命です。また、地域経済の活性化と文化財の保存という一見相反するテーマの調和を図り、保存と活用の両立に努め、地域の文化財の魅力をわかりやすく伝えていくとともに、それを地域のアイデンティティの核としてとらえ、一歩進んでそれをまちづくりに活用するための施策を進めます。

（４）伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。

奈良は能、書、茶道など多くの伝統文化の発祥の地といわれています。また、赤膚焼、一刀彫、墨、筆、奈良晒などの伝統工芸や春日若宮おん祭り、東大寺修二会などの伝統行事も連綿と受け継がれています。こうした伝統文化を保存し、その素晴らしさを理解し、後世に伝えていくことは奈良市民の使命です。また、地域に伝わる民俗芸能を継承することにより、地域の※アイデンティティの確保、きずなの維持が期待できます。また、寺社に伝わる伝統行事に市民が積極的に参加できるような働きかけを行い、保存への意欲を喚起します。

（５）文化を担う人材の育成に関すること。

文化によるまちづくりを進めるためには、市民が主役にならなくてはなりません。そのためには文化を担う人材の育成を図る必要があります。

人材の育成には、資質向上を図るための支援と、活動の場を提供することが必要です。双方を有機的に関連付けた取り組みにより、文化を支える環境整備に努めます。

（６）青少年の文化活動の支援に関すること。

明日を担う青少年が文化活動に積極的に参加することができるよう、青少年の自発性を尊重しながら、発表の機会の拡充や練習場の確保など、側面からの支援を行います。

(7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。

子どもの頃に本物の芸術文化に触れることの大切さを認識し、学校が文化活動をカリキュラムに取り入れやすい体制を整えます。

特に子どもたちが奈良に生まれてよかったと思えるような、地域の特色を生かした文化活動のメニューを提供し、支援体制に組み込みます。

(8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。

子どもたちが空気を吸うごとく文化に触れられる環境の整備に努めます。将来選択し得る可能性を多く与えるために、学校・地域・家庭において子どもたちの情操を養うための文化的な環境を整えます。

(9) 文化に係る交流の促進に関すること。

文化は異世代、異分野、前衛と伝統、他の地域の人々との交流のための、最も有効な媒体です。特に少子高齢化の進む現代社会においては、地域コミュニティの再構築のためにも重要な役割を果たします。交流により異文化を理解、尊重することで、自らの文化に対する理解を深め、新たな文化創造のきっかけを探ります。

(10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。

奈良市と大学や研究機関などが連携して学術研究の拠点を作り、その成果が地域に還元されるしくみの構築に取り組みます。

(11) 域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。

奈良は歴史的な文化遺産と自然環境が織り成す美しい風土を持っています。この恵まれた環境を日常生活の営みの中で、今日まで維持してきたことは、奈良が世界に向けて発信できる大きな特徴の一つです。一方で、現代の社会活動や日常生活は環境に様々な負荷を与え、環境問題は地球的規模に拡大し、将来の世代に影響を与えるまでになっています。このような課題の解決に向けて、これまでのライフスタイルや生活文化のあり方、人と環境の関係を今一度見直し、地球温暖化などの諸問題に対する地域としての取り組みの展開を進めるとともに、地球環境に配慮した活動の促進を図っていきます。

(12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。

奈良市の特徴は多くの文化財が美しい自然環境と溶け合って、独特のたたずまいをかもし出しているところにあります。この大切な財産を守ると共にさらに磨きをかけ、奈良市の都市としての価値を高めていかなければなりません。景観に配慮したまちづくりを進めるとともに、市民の意識を高める施策を推し進めます。

(13) 人権の尊重につながる文化活動の促進に関すること。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の状況、その他人権擁護に関する内外の情勢から、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の精神の理解を深め、これを体得できるよう計画を策定し人権教育・啓発を実施することが国、地方公共団体の責務とあります。

人権教育・啓発の効果的な手法や多様な学習の機会の提供と、その際に法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点と、それぞれの人権問題の解決といった個別的な視点に十分配慮しながら人権教育・啓発の推進に努め、人権尊重の精神を生活文化として根付かせ、市民一人ひとりが他者との関係、あるいは社会との関係の中で、個人として尊重され、お互いが支え合えるコミュニティづくりをめざします。

(14) 文化の振興と経済との連携に関すること。

文化によるまちづくりのためには、経済との連携が必要です。特に奈良市にとっては観光と文化との連携が不可欠です。また、伝統的なものを創造的に生かしていく必要があります。奈良市が有する文化的な資産は、産業にとっても有力な資産です。文化と経済を連携させることにより、観光客の誘致や新たな産業の創出が期待されます。さらに、企業の文化活動への参加を促し、地域の文化活動の活性化を図ります。文化活動は果実を生み出すまでには時間がかかりますが、それが企業イメージのアップにもつながり、大きな相乗効果が期待できるものであることへの理解を促します。

(15) 文化活動における情報通信技術の活用に関すること。

市民が文化活動に必要な情報の収集、発信を円滑に行えるシステム作りに取り組みます。イベント情報をはじめ、文化ボランティア、企業メセナ情報、文化活動の人材情報などをインターネット上で検索でき、市民と行政、市民と市民が双方向に情報を交換しあえるシステムの構築をめざすとともに、施設の利用申込のオンライン化を進めます。また、奈良市の文化情報を海外に発信し、その魅力をアピールします。

(16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。

文化活動を積極的に行っている人、優れた文化活動を行い奈良市民の誇りと目される人などの労に報いると共に、その功績を広く市民に周知し、励みとなるような顕彰のしくみ作りに取り組みます。

(17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。

文化振興計画を実効性のあるものにするために、本計画が施策に反映され実施されているかどうかを検証し評価するシステムを確立します。

(18) その他文化の振興に関する重要事項

世界から尊敬される国際経済観光都市NARAをめざします。

市民のみなさんの豊かな感性を「市民参画と協働」によって市政に反映させ、市民文化の振興を図るために、市民の文化活動の支援に取り組みます。

第 3 章 現状と課題

(1) 奈良市を取り巻く現状

■ 人口減少と少子高齢化の進行

本市の人口は、2005 年（平成 17 年）の旧月ヶ瀬村と旧都祁村との合併時をピークに減少に転じ、2040 年（令和 22 年）には 29.7 万人まで減少することが見込まれています。また、2015 年（平成 27 年）であった高齢化率は、2040 年（令和 22 年）には 40%を上回る見込みです。

さらに、合計特殊出生率は、2004 年（平成 16 年）以降やや上昇傾向にありますが、全国に比べて低い水準が続いており、また、女性人口の減少に伴い、出生数が減少し続けています。

人口減少及び少子高齢化は人材や活動の場の確保等文化を支えてきた基盤のぜい弱化へとつながることが懸念されます。

■ 情報化の飛躍的な進展による新しい社会の到来

情報通信技術（ＩＣＴ）の進展は、産業分野での技術革新はもちろんのこと、人々の暮らしにも大きな変化をもたらすことが予想されています。また、交通や金融、公共サービス等の様々な分野での活用が進むことにより、少子高齢化や過疎化、経済格差など、社会課題の解決の手段となることも期待されています。このような社会を「Society5.0」と呼びます。

著しく変化する社会状況の中で、変化に応じた社会の要請に応じつつ、関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化振興政策の展開が求められています。

■ 持続可能な社会の実現に向けた機運の高まり

2015 年（平成 27 年）9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）が全会一致で採択されました。SDGs は 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットで構成され、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能なものとするために、わが国を含む全ての国連加盟国が 2030 年（令和 12 年）までに取り組む国際目標です。

また、SDGs は、世界中の「誰ひとり取り残さない」という、包摂的な世の中をつくっていくことが重要であると強調しており、社会に存在するあらゆるバリアを取り除くとともに、国や地域、人種、ジェンダー、障害の有無等、様々な側面における多様性を受け入れることが重視されています。

SDGs 実現に向けて、わが国でも、2016 年（平成 28 年）5 月に内閣総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部を設置、同年 12 月に SDGs 実施指針を策定し、地方自治体に SDGs へ積極的に取り組むよう求めています。

本市においても、SDGs の理念を踏まえ、市民や事業者など様々な主体とともに、経済、社会、環境等の課題に取り組み、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインの視点に立った、持続可能な社会づくりを行っていくことが重要です。

■ 新しい仕組みによる協働のあり方の変化

社会情勢の変化に伴い市民ニーズが多様化・高度化している一方で、国や地方自治体では、財政状況の厳しさから、公共サービスの提供方法や提供範囲等の見直しが行われています。

このような状況では、自治会等の地域自治組織やNPO、事業者等の多様な主体と行政が協働することによって、地域の課題解決を図ることが重要ですが、自治会やNPOでは、高齢化の進行に加えて、人々のライフスタイルや価値観の変化等により、担い手不足が大きな課題になっています。

協働により地域社会の基盤を形成するためには、他者と共感しあう心を涵養し、人間相互の理解を促進する文化の力が必要となります。

■ 昨今の文化行政の流れ

平成 24 年に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、国や地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備が進められました。

平成 29 年には文化芸術基本法の改正が行われ、「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備等が基本理念として挙げられるようになりました。

同年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

本市においては平成 19 年 4 月に「奈良市文化振興条例」を施行し、文化によるまちづくりにおける基本理念等を定め、また平成 21 年には「奈良市文化振興計画」において文化振興施策の総合的な推進を図るための基本方針を定めました。

■ 未来につなげる「奈良」

本市は、古代日本の都が置かれ、シルクロードを通じて外国の文化が渡来した、歴史的・文化的な意味をもった都市です。1300 年前、平城京に花開いた天平文化は、中央アジアから東端の日本に至る雄大な空間と時間、多様な人々の営みと文化交流の結晶でもありました。その遺産は、災害や戦乱で失われても繰り返し復興され現代に引き継がれてきました。

寺社をはじめとする建築物、万葉集などの詩歌、仏像などの彫刻、正倉院宝物に見られる工芸品、地域に残る伝統行事、これらを今日まで伝えてきたということは奈良で暮らす私たちの誇りとなっています。

奈良から日本文化を世界に発信しようとする取り組みとして、1988 年（昭和 63 年）には、なら・シルクロード博覧会、2010 年（平成 22 年）には、平城遷都 1300 年祭などが開催されました。また、2013 年（平成 25 年）には創造都市ネットワーク日本に加盟し、2016 年（平成 28 年）には、「古都奈良から多様性のアジアへ」をテーマに、寧波市（中国）・済州特別自治道（韓国）とともに「東アジア文化都市」事業を展開しました。これは、交流を通して相互理解と連帯感を高めるとともに、長い歴史の中で育んできた文化の力をもとに、奈良の新たな魅力を創造しようとするものです。

古代より奈良は、世界に門戸が開かれた進取の気風に満ち溢れた国際交流都市として、多様性と包摂性をもち、世界と向き合ってきました。その気風は現在の奈良にも脈々と息づいています。ま

た、自然や歴史、文化の調和が保たれた奈良の風土は、重層的な歴史の中で長い年月をかけて育まれてきたものです。世界に誇ることができる奈良の文化的価値は、決して人の手のみでつくられたものではなく、自然とともに培われてきたものです。

本市では、国や県と協力しながら進めてきた平城宮跡の復原整備に代表されるように、奈良のまちを支え続けてきた文化遺産を未来へと引き継ぐために取り組んできました。これからも様々な変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた文化を次代へとつなげるとともに、今日を生きる私たち一人ひとりが主役となり新たな文化を育んでいくことで奈良の新たな価値の創造へとつなげていきます。

(2) これまでの計画の進捗状況

■ 奈良市文化振興計画（前計画）について

前計画である奈良市文化振興計画は 2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から 2021 年（令和 3 年）3 月 31 日までを計画の期間とし、2009 年（平成 21 年）3 月に策定し、2014 年（平成 26 年）6 月には新たな課題や市民意識の変化に対応した内容とするための改訂を行いました。

■ 前計画の進捗状況の検証について

奈良市文化振興条例に定める 18 の項目について、前計画における進捗状況の検証を行いました。概要は以下のとおりです。

項目	進捗状況
(1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。	次回会議において検討
(2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。	
(3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。	

(4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。	
(5) 文化を担う人材の育成に関すること。	
(6) 青少年の文化活動の支援に関すること。	
(7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。	次回会議において検討
(8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。	
(9) 文化に係る交流の促進に関すること。	
(10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。	
(11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。	

(12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。	
(13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。	
(14) 文化の振興と経済との連携に関すること。	次回会議において検討
(15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。	
(16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。	
(17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。	
(18) その他文化の振興に関する重要事項	

(3) 奈良市の文化振興が抱える主要な課題

1

文化に触れる機会が様々な理由により減少している

「令和 2 年文化に関する世論調査報告書」(文化庁)によると、1 年間で文化芸術イベントの鑑賞等がない人の割合は 32.7%となっています。平成 31 年 46.1%、平成 28 年 40.6%、平成 21 年 36.9%と調査年により差はありますが、3 割から 4 割の人が文化芸術に触れていないという現状があります。鑑賞しない理由としては、時間の余裕がないことや経済的な理由など様々なものがあげられます。

市所管の文化施設の利用者数も平成 23 年約 82.3 万人をピークに、平成 30 年は約 66.7 万人となっており、文化に触れる人が少なくなっていることがうかがえます。

2

文化を楽しむ仲間が少ない、コミュニティが少ない

「令和 2 年文化に関する世論調査報告書」によると 1 年間で文化芸術イベントの鑑賞を「まったく・ほとんど」していない人の理由のうち 8.1%が「一緒に行く仲間がいない」と回答しています。(H28:4.4%、H31:8.9%)

また、奈良市では単独世帯が増加傾向であり、特に高齢単独世帯(65 歳以上の一人暮らし世帯)が平成 12 年に比べ大きく上昇しています。

3

多様化する市民の文化的ニーズへの対応が求められている

価値観やライフスタイルの多様化が進むなか、文化に対するニーズも多様化しています。

「令和 2 年文化に関する世論調査報告書」によると、1 年間で文化芸術イベント鑑賞を「まったく・ほとんど」していない人のうち、理由を「魅力ある公演や展覧会が少ない」(11.5%)や「関心がない」(34.7%)としている人に対してはそのニーズへ対応できていない可能性があります。

4

地域文化資源の保護・継承が求められている

奈良市民意識調査（令和元年度）によると、市の取組みで評価するものの第1位は「歴史・文化遺産の保護・活用」（35.1%）となっており、「歴史・文化遺産」は本市が誇るべきものです。

令和2年5月には「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が施行され、文化資源の魅力増進と観光振興や地域活性化との連携が求められています。

5

若い世代を巻き込んだ未来志向型の都市文化振興が求められている

市内文化イベントでのアンケートなどにおいても、若い世代が活躍する場が少ないという意見が見られるなど、若い世代に対する施策が求められています。

創造的な文化活動は革新的な産業経済の活動のみならず、教育、福祉、まちづくり、国際交流といった様々な分野に貢献する可能性を含んでいます。文化施策による成果を新たな都市の価値へとつなげていくためには、様々な分野との連関的かつ一体的な取組みが必要です。

第4章 推進施策

(1) 文化政策における両輪

文化に関する政策を進めるにあたっては、市民が主役・文化のまちづくりをめざす市民文化振興の視点と、奈良市固有の価値を高め、都市格を上げる都市文化振興の視点があります。本計画においては、2つの視点を政策の両輪とし、次項に定める施策を展開します。

市民文化の振興

市民が主役・文化の
まちづくりをめざす

奈良市には1300年にわたり先人たちに培われ守り伝えられてきた有形無形の文化の厚みがあります。それらは人々によって今日まで継承され、日本人の精神構造の奥深い部分を形作ってきました。

この計画は先人たちが担ってきた奈良市の持つ素晴らしい文化を、今の私たちが深く理解し、誇りを持ち、次代につなげる意欲を喚起するものとなることをめざします。

また、現代の私たちには等しく文化を享受する権利があり、市民一人ひとりが文化の主役です。この計画は、文化の担い手となる市民の文化への関心を高めるきっかけとなるとともに、市民が文化活動の主役として文化の重要性を認識しながら、文化に親しむことによって、市民の主体的な創造性を引き出し、本市の文化を振興していく指針となることもめざしています。

都市文化の振興

奈良市固有の価値を高め、
都市格を上げる

奈良のアイデンティティを明確にし、都市としてのブランド価値を高める都市政策としての文化行政を推進していくためには、創造都市政策など、政策の重点を明確にした戦略的な展開が求められます。

この計画は奈良を世界に発信することのできる文化資源を最大限に活用し、国際文化観光都市奈良の都市固有の価値を高める、すなわち奈良市の都市格を上げていくことをめざします。

(2) 課題解決のための5つの施策

課題1:文化に触れる機会が様々な理由により減少している

市民文化振興

施策1:あらゆる人に対する文化に触れる機会の提供

文化芸術基本法では「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利」としており、「年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域に関わらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない」とあります。

奈良市においても、あらゆる人が文化に触れることができるような環境整備を進めていくため、文化に触れる機会がない人について原因を分析するとともに、その原因に対応する施策を展開していきます。特に社会的に不利な立場にいる人に対してはアウトリーチ活動を含めたさまざまな事業を実施することにより、文化に触れる機会を提供していきます。

課題2:文化を楽しむ仲間が少ない・コミュニティが少ない

市民文化振興

施策2:文化による人と人とのつながりの創出

市民一人ひとりが主役となり文化を振興していくためには、個人の活動のみではなく、さまざまな立場の人々が協力しながら進めていく必要があります。

奈良市では、個々の文化活動がつながるようなコミュニティ形成を推進するとともに、企業、NPO、文化団体、行政等がそれぞれの特性を活かすことができるような協働の仕組みづくりについて取り組みます。

課題3:多様化する市民の文化的ニーズへの対応が求められている

市民文化振興

施策3:市民の文化活動を支える人材の育成や拠点機能の強化

市民の文化活動を活性化させるためには、その活動を支える人材やプラットフォームが重要です。

市民・地域と文化をつなぐことができるような人材を育成するとともに、活動がより発展的なものとなるように文化施設における拠点機能を強化することで多様化するニーズに対応します。

課題4:地域文化資源の保護・継承が求められている

都市文化振興

施策4:奈良の文化資源の保護・活用

長い歴史に培われた歴史的文化遺産をはじめとする奈良市の文化資源について、市民が親しみをもち、誇りに思う心を涵養していく必要があります。

そのためには、地域の文化資源を保存するとともに、積極的な活用を行うことで都市の新たな魅力へとつなげていきます。

課題5:若い世代を巻き込んだ未来志向型の都市文化振興が求められている

都市文化振興

施策5:奈良の新たな価値の創造につながる他分野にまたがる一体的な取組

都市としての文化振興をすすめるためには、文化・芸術のみならず、観光やシティープロモーション、産業などの他分野の視点に立つことも必要です。

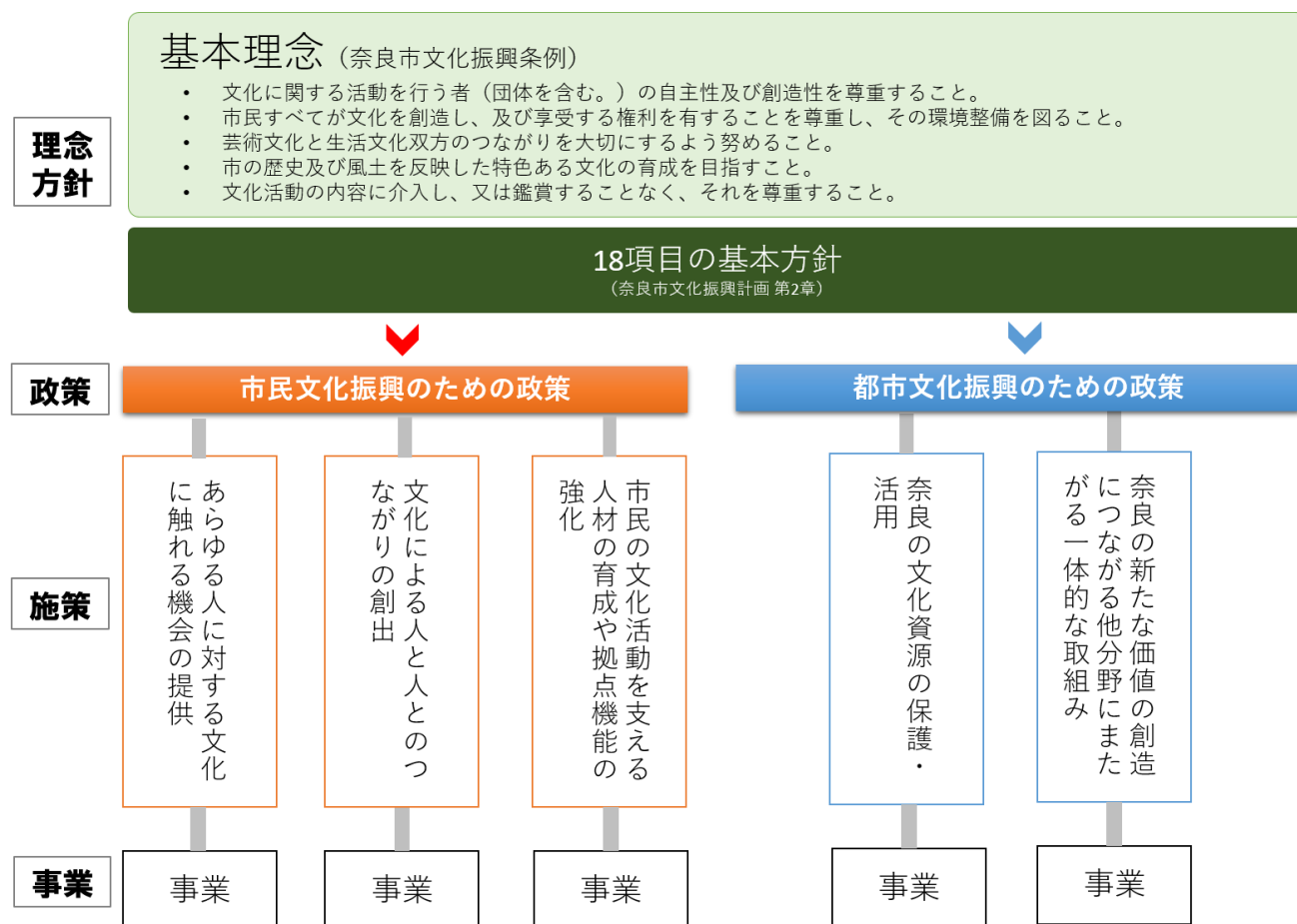
若い世代の方々も活躍する、未来の奈良の可能性を感じられる文化プログラムを他分野にまたがり展開することで、都市の新たな価値創造へとつなげていきます。

(3) 各施策の評価指標

本計画における5つの推進施策において、効果的かつ着実に推進していくため、以下の指標を設定します。

施策	指標	現状値 (時点)	目標値 (2025年度)
あらゆる人に対する文化に触れる機会の提供			
文化による人と人とのつながりの創出		次回会議において検討	
市民の文化活動を支える人材の育成や拠点機能の強化			
奈良の文化資源の保護・活用			
奈良の新たな価値の創造につながる他分野にまたがる一体的な取組み			

(4) 施策体系



(5) 文化施設の現状と今後の方向性

文化施設は、市民の文化活動の発表の場であるとともに、市民文化・都市文化を振興するうえでの地域拠点であり、本計画の推進にあたっても大きな役割を持ちます。

一方で市の文化施設利用者数は減少傾向にあり、市民への持続的かつ安定的な行政サービス提供のためには、各施設の目的や使命・役割を今一度見直す必要があります。本計画において、各施設の主となる目的が「市民文化振興」と「都市文化振興」のどちらにあるかを整理するとともに、それぞれの今後の方向性を明確にします。

各施設においては一部に老朽化が見られ、計画的な整備・改修を進める必要があります。また社会的な課題や市民ニーズ等を踏まえながら、施設機能の整理及び集約化を図っていくことが必要です。

市民文化振興のための施設

<ホール>

なら 100 年会館
奈良市ならまちセンター
西部会館市民ホール
北部会館市民文化ホール
奈良市音声館

<美術館>

奈良市美術館

都市文化振興のための施設

<ホール>

なら 100 年会館
奈良市ならまちセンター

<美術館>

入江泰吉記念奈良市写真美術館
杉岡華邨書道美術館

<その他>

入江泰吉旧居
名勝大乘院庭園文化館

市民文化振興のための施設における今後の方向性

市民や市内の様々な団体等が活発に文化活動を行えるようになるためには、活動を行いやすい環境の整備が必要です。市の文化施設においては地域の活動拠点として、市民のニーズを的確に把握し、利用しやすい施設運営に努めます。

また、活動の場を提供するのみならず、市民が気軽に文化に触れることができるよう、施設が主体となり様々な事業を展開します。

都市文化振興のための施設における今後の方向性

各文化施設においては奈良ならではの題材による文化イベントを実施するなど、地域の文化資源を活用した事業を行うことで、奈良の魅力を内外へと発信します。

また、数多くの有形・無形の文化遺産に囲まるに奈良市においては、現代的な表現による文化活動も盛んです。各施設においては、新規性や創造性に富んだ文化事業を積極的に展開することで、奈良の新たな価値の創出へとつなげます。

第5章 計画の推進

(1) 奈良市文化振興計画推進委員会

奈良市文化振興条例は第8条で、「文化の振興に係る計画の策定及びその推進のため、奈良市文化振興計画推進委員会を設置する。」と定めています。これに基づき平成19年7月に委員会を設置し、計画の策定や改訂をはじめ、計画の推進状況の確認と助言を行っています。本計画においても、各施策の実施状況や目標値等について評価を行います。

また、文化芸術基本法第37条には地方公共団体が地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会等を置くことができる旨が定められています。本委員会は、本条文に基づく審議会として位置付けるものです。

奈良市文化振興計画推進委員会委員名簿（敬称略、五十音順）

（計画策定時、令和元年度～令和3年度）

	分野	氏名
委員	学識経験	上田 假奈代
委員	文化団体	小野 小町
委員	文化団体	倉橋 みどり
委員	学識経験	関根 俊一
委員	学識経験	谷口 良平
会長	学識経験	中川 幾郎
副会長	学識経験	萩原 雅也
委員	その他	春田 千尋
委員	公募	松下 育夫
委員	公募	山下 恭
委員	学識経験	山下 里加
委員	文化団体	山本 あつし

《事務局》 文化振興課

(2) 計画の進行管理

第4章(3)で示した各施策に対する評価指標の達成度、効果等については、奈良市文化振興計画推進委員会において検証及び評価を行うとともに、次年度以降の事業展開や予算等に関して助言を行います。

